

中国語における日本法律用語の受容とその影響

吉田 慶子

Acceptance and Influence of Japanese Legal Terms in Chinese

Keiko YOSHIDA

要旨

汉语吸收日本新汉字词主要是在甲午战争以后。对于大量吸收新汉字词的主要原因，沈（2008）认为“近代汉语是为了表达西方传来的新概念，有必要借用在日本创作的译词。反之，近代汉语还没有做好充分准备表达西方传来的新概念。而新词汇的加入填补了这个体系上的空白”。

自古以来日本都是中国文化的接收者，而这种文化逆流的背景主要是因为日本从明治维新开始大量接受西方的先进技术和文化、政治、经济、社会的大变革引导了日本的近代化进程。反之，没有赶上时代潮流的中国在修改不平等条约，最终迫于脱离半殖民地、强国救国的需要才开始从日本吸收西方文化迈出近代化的步伐。

本稿主要分析甲午战争后汉语接受日制法律新词的原因和接受渠道，论述日语译词对中国法律用语的近代化建设所带来的影响。

キーワード 法律用語 日中言語文化交流 新漢語 法律用語の近代化 翻訳

問題提起

「過去久しきに亘り、日本は中国文化の影響を受けて来た、それが、日清戦争以来、その地位を轉倒してしまった。日清戦争以後の中国は、日本のあらゆる文化を崇拜欣慕し、ある程度まで盲信して、模倣これ努めてゐると言ってもよからう。」¹⁾と實藤恵秀氏が述べている。また、同氏は日本文化の中国への影響について、「日本の本が翻訳せられたのは、遠く明治十六年(1883)に遡ることが出来るが、日清戦争前は、当時両国間の低気圧があったため、日本事情を知るといふための、時局問題のためのもの以外はなく、學術上の意味で行はれたものは未だなかった。真に日本の學術を尊敬して、これを翻訳することは日清戦争後に於て始る。」²⁾と述べ、その時期に翻訳された図書は、主に教育関係、普通学(小学校高学年から中学校の中級レベルのもの)、特に法律に関する図書は著しいものであったという。

これを裏付けるように、パリ大学法学部教授ジャン・エスカラは1933年6月25日から10月25日の間中国に滞在し、国民政府の法律顧問を務めながら、中国の立法及び司法制度を調査し、のちにフランス文部省に報告書を提出している³⁾。その報告には次のような記述がある。

「現代の法典編纂が支那に於て始まって以来三十年以上になる。それは先づ外国法典をほとんど文字通りに翻譯すると云ふ傾向によって特徴づけられた暗中模索の時代を許した。此の時代に於ては法典編纂委員会は日本やヨーロッパやアメリカで法律学を学んで帰って来た若い人々である。経験なく屢々彼等の国の立法發達の歴史を知らずして彼等は人民の意識にほとんど全く未知の法典を起草した。」⁴⁾

¹⁾ 實藤恵秀(1940)『日本文化の支那への影響』3頁

²⁾ 實藤恵秀(1940)『日本文化の支那への影響』5頁

³⁾ エスカラ著、谷口知平譯(1943)『支那法』原著者序文による。

⁴⁾ エスカラ著、谷口知平譯(1943)『支那法』122頁

つまり、長い日中文化交流の歴史において、日本は積極的に中国から文化を学び、吸収してきた。しかし、日清戦争を境に、この流れはまったく逆転してしまった。とりわけ、法学領域において、日本の図書が多く翻訳され、法律の編纂も翻訳を通して暗中模索していたとうかがえる。なぜ、このような現象が起きたのか、日清戦争の敗北はもちろん大きな要素として考えられるが、果たしてそれだけなのか。

本稿は、日清戦争以後の中国語における和製法律用語の受容を焦点に当て、その原因を分析し、翻訳を通じて日本語はどのような形で中国法律用語の近代化に影響を与えたのかを探求する。

1. 和製法律用語の大量受容の要因と背景

中国民国以前の西学伝播の道程は晩明、清初、アヘン戦争以後、日清戦争以後と4つの時期⁵⁾に区分され、中国語における和製漢語の受容は、主に日清戦争以後、つまり20世紀に入ってから、「日本の近代新漢語は、中国近代「新名詞」の最大な提供源⁶⁾と考えられている。

「当時の中国は日本の憲法政治が日清戦争の勝因をなしてゐると考へたから、法律書は非常に熱心に譯された。當時有名な法律学者、たとへば梅謙次郎、清水澄、高田早苗等々の諸博士の著書競つて譯出された。同一の原書を幾種にも譯されてゐるのが少なくない。この方面にも、二十冊、三十冊から成る講義録や叢書が十種類位も出来上つてゐる。日本法律の翻訳から、その用語の意味を知るための日本法律用語辞典も幾種か翻訳されたり、編輯されたりした。」⁷⁾と實藤氏が述べている。

表1は、1864年から1911年清朝が崩壊するまでに翻訳出版された法学図書と日本の法学図書を比較したものである。明らかに1900年までは日本図

⁵⁾ 熊月之（1995）『西学東漸与晚清社会』3頁

⁶⁾ 沈国威（2003）「近代日中語彙交流 逆転への道程」『関西大学中国文学会紀要（24）』69-90頁

⁷⁾ 實藤恵秀（1940）『日本文化の支那への影響』6頁

書に対する関心が薄く、20世紀に入ってから急速に増加し、半数近くは日本書の翻訳、或いは日本人が翻訳した西洋書の重訳であり、前述實藤氏の説明を裏付けるものとなる。

表1 1864-1911年中国で翻訳出版された法律書（括弧は日本の法律書）

時期（西暦）	公法 （国際法）	外国法律	法学理論	憲政類	その他 法律法規
（1864-1899）合計	10（0）	2（0）	0（0）	0（0）	3（0）
光緒26年（1900）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
光緒27年（1901）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	5（4）
光緒28年（1902）	5（1）	2（0）	10（0）	13（8）	3（0）
光緒29年（1903）	4（2）	1（0）	2（0）	0（0）	6（2）
光緒30年（1904）	7（1）	9（2）	8（6）	0（0）	12（5）
光緒31年（1905）	0（0）	8（7）	3（1）	0（0）	0（0）
光緒32年（1906）	6（1）	1（0）	13（13）	4（1）	9（7）
光緒33年（1907）	6（2）	20（5）	12（10）	17（9）	21（9）
光緒34年（1908）	0（0）	0（0）	7（3）	4（1）	2（1）
宣統元年（1909）	0（0）	0（0）	2（1）	5（1）	3（3）
宣統2年（1910）	0（0）	3（2）	2（0）	6（5）	2（0）
宣統3年（1911）	1（1）	0（0）	1（1）	2（1）	2（1）
（1900-1911）合計	29（8）	44（16）	60（35）	51（26）	65（32）

出典 田濤・李祝環（2000）「清末翻訳外国法学書籍評述」364-371頁を参考に筆者作成

また、1899年までは外国との交渉という切実な必要性から公法（国際法）の翻訳を中心に行われたのに対して、20世紀に入ると外国法、法学理論へと範囲が広がり、憲法制定⁸⁾に対する期待が高まりにつれ、関連法律書の翻訳が増え、なかでも日本書の占める割合の高さもはっきりと読み取ることができる。

⁸⁾ 中国は1908年に初めての憲法規定『欽定憲法大綱』を公布。

一時、「新名詞、新術語、裹着新思想、新观念、新学問、狂风暴雨、排空而来、铺天盖地、无处不在、搅得出版界、教育界、新闻界、学术界沸沸扬扬、面貌大变。」⁹⁾と空前の翻訳ブームに伴う新名詞、新概念の社会への影響を物語っている。

このような翻訳を媒体にした西洋情報の収集、新名詞の大量受容には、幾つかの要因が考えられる。

・語彙的な土台の欠如

19世紀末期まで、清政府は同文館や江南製造局に翻訳館を設置したが、そこで行われていた西洋図書に関する翻訳は、「中体西用」を中心にしたもの、つまり伝統的な中国文化や制度を根幹として西洋の機械文明を利用することを趣旨にした活動であった。そのため、図書の内容も工業、機械、科学技術など自然科学に限定され、国際法など限られたものを除き、社会科学に関するものはほとんどなかった。

一方、宣教師たちの翻訳は西洋学問の誇示とキリスト教の伝教を目的にしていたもので、西洋事情の紹介などで部分的ではあるが近代法に触れるものが多い。近代法を体系的に受容するために必要な専門概念に対応する語彙的な土台を備えていなかったと思われる。

・翻訳の経験不足と外国語人材の欠如

近代では、西洋の「台頭」によって、西洋文化と学術構造を主流として世界をリードし、アジア諸国は西洋をモデルとしながら後で追いつくような形になっている。しかし、中国は自国の古い伝統文化について高い誇りを持ち、長い間「閉関自守」政策を取ってきたため、この点において、同じ東アジアの日本とは異なり、西洋文明に対して排斥な態度をとっていた。

⁹⁾ 熊月之（1995）『西学東漸与晚清社会』677頁

また、これまで中国の外来文化の吸収は主に外国人に頼ってきた¹⁰⁾。清政府は外交交渉の際に外国語人材が不足のため、外国人宣教師に頼らざるを負えず、宣教師は欧米諸国に有利になるように誤訳、文言操作が行われ、不利な状況に追い込まれた¹¹⁾ 事実がある。

必要に迫られた清政府は漸く外国語の人材養成に乗り出し、1872年から1875年の間、合わせて120名の児童をアメリカに送り出したが、1881年に留学生たちが自由・民主の考え方に触れて儒学への関心を失うようになることを恐れ留学生に帰国を命じ、10年で中断される結果となった。最初に日本に派遣した留学生は1896年¹²⁾、明治維新が始まった約30年後のことである。

・同文同種の利便さ

当時、張之洞の『勸学篇』に日本への留学を進める理由として「东文近中文，易通晓」、また、「西书甚繁凡西学不切要者，东人已删节而酌改之」¹³⁾。要するに、同じ漢字を使用している日本語は、分かりやすい。そして、日本人は西洋学から必要なものを精選しているため、直接学ぶよりも有利であると述べている。

梁啓超は『和文漢読書』を著し、初めて日本語を習うものに、仮名文字を削り、中国語の語法を返り読み、漢字の順番を適宜に入れ替えれば短時間で日本語を速習できる小冊を出版している。すなわち、日本語には漢字が多いから、分からないのは仮名文字だけで、テニヲハの意味を知って文を返り読みすれば、短時間で日本語をマスターすることができると説いている。この本は好評だったため、版を重ねていることから

¹⁰⁾ 永田小絵 (2006) 「中国清朝における翻訳者および翻訳対象の変遷」『通訳研究』209頁。

¹¹⁾ 季庄西・陳偉民 (2007) 『来華外国人与近代不平等条約』は、この問題を詳しく論じている。また、黎難秋 (2002) 『中国口譯史』63-111頁も詳細な記述がある。

¹²⁾ 1896年清政府は初めて唐宝鏐、朱忠光等13名の青年留学生を日本に送り、以後逐年増加。

¹³⁾ 謝俊美主編 (1998) 張之洞『勸学篇』117頁

も、当時の日本語学習に対して熱心であったことを物語る。

・漢文を土台にした翻訳語

日本における西洋文化の受容は漢語の教養と知識を土台に行われていたため、中国にとって受け入れやすい訳語であった点も重要な要素として考えられる。

明治維新まで日本の西洋新知識の受容はもともと漢文経由であった。「事物を記すにも、議論を行うにも、翻訳をするにも、訓読文は有用でした。西洋のことを漢語で記すのは一見面倒なように思われるが、語彙の量にしても、また語彙の作り易さにしても、東アジアの言語において漢語に並ぶものはありません。」¹⁴⁾、当時の知識人たちにとって、漢文は非常に実用的であったと思われる。

最初にフランス法の翻訳をした箕作麟祥の弟子黒田綱彦氏は、高度に発展したフランスなどの諸外国法典を翻訳する際、師匠の訳語選びの苦労や漢学者たちの力添えが多かったことをつぎのように回顧している。

『フランス』の刑法を翻訳される時には、余ほど困られて、色々の漢学者に聞いてみても、どうも、漢学者にも、新しい思想と云ふものがないので、先生の話が、一向に通ぜず、かういふ意味の字がほしいのだが、と言って聞かれても、それに対して、先生を満足せしむる答を為す人がありませぬでした、こゝに、辻士革と云ふ人がありました、この人は、へいくした漢学先生で、妙な人であったが、麟祥先生から、「かういふ意味の字は、」と聞かれると、「それなら、かういふ字では、どうぞございませう、」と言って、字の工夫をする、それで、麟祥先生が、翻訳をされると、辻士革が目を通すことになりました¹⁵⁾。

¹⁴⁾ 斎藤希史（2007）『漢文脈と近代日本』97頁

¹⁵⁾ 大槻文彦（1907）『箕作麟祥君伝』120頁

一方、おびただしい数の新しい法律用語に対する厳格な選定作業も行われていた。穂積陳重（1980）は「現時用いている法律学の用語は、多くはその源を西洋の学語に発しておいて、固有の邦語または漢語に基づいたものは極めて少ないから、洋学の渡来以後、これを翻訳して我邦の学語を鑄造するには、西学輸入の率先者たる諸先輩の骨折はなかなか大したものであった」と回顧し、そのうち「津田真道、西周、加藤弘之、箕作麟祥の四先生に負うところが最も多い」、用語を定めるために「明治十六年の頃から、我輩は宮崎道三郎、菊池武夫、栗塚省吾、木下広次、土方寧の諸君と申合わせて、法律学語の選定会を催したのであった。（中略）毎週一回以上集会して訳語を選定した」¹⁶⁾と述懐している。

・法学専門人材の欠如

法に関する基本概念、権利責任と義務、法と道徳との関係、公法と私法の区別など西洋法の法律原理、法概念はこれまでの中国の刑律とはまったく異なるものである。今日でも、法学専門知識を身に付けるためには相当な期間を要するが、外国語を理解し、そして高度な法学専門知識と論理的な思考力を身につけるためには、並々ならぬ努力を要し、当時の中国の状況を鑑みて、人材養成するための投資と費やす時間の余裕はなかった。

・法学専門用語の特徴

法律用語は枠組みの完備性、表意的専門性、使用主体の集団性など¹⁷⁾の特徴を持っている。19世紀における恣意的、部分的な社会科学関連図書の翻訳に比べ、前述のように時間をかけて推敲され、厳格な選定を受け、そして法分野ごと、体系的に整っている和製法律用語は、中国にとって受容しやすかったといえる。

¹⁶⁾ 穂積陳重（2008）『法窓夜話』岩波文庫、170-173頁

¹⁷⁾ 劉紅嬰（2007）『法律言語学』116頁を参考。

2. 和製法律用語の受容経路

中国語における和製法律用語の受容経路は、主に法律の継受、法律図書の翻訳と日本人法律顧問や教習など法学者から直接の伝授などを取り上げることができる。

・法律の継受

1902年5月13日清政府は沈家本、伍延芳を修訂法律大臣に任命し、修訂法律館を法律修正の専門機関として設立を命じ、法律の起案、各種の法典の起草と既存法律の見直し、修正や各種の章程の制定を職責として本格的な近代法づくりに乗り出した。

修訂法律館で起草された代表的な法律は以下のものがある。

- ・「大清律例」の部分的見直し
- ・「大清現行刑律」の作成、公布
- ・「大清新刑律」の公布（岡田朝太郎1906年から起草、翌年完成）
- ・民法編纂、1911年に草案（資政院の審議待ち、未公布）
- ・「商人通例」、「公司律」（1904）、「会社登録暫定章程」（1904）、「商標登録暫定章程」（1904）、「破産律」（1906）の制定、公布
- ・「刑事民事訴訟法」（1906）起草（施行に至らず）
- ・「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」（1911）（未公布）
- ・「各級審判庁試行章程」（1907）公布、「大理院審判編成法」（1906）、「法院編成法」（1910）

1902年から1905年にかけて、清政府は160年も使用してきた『大清律例』に対して部分的な見直しを行った。それに伴い、『大清現行刑律』を作成し、公布したが、岡田朝太郎による起草であることは周知の事実である。また、1908年に公布された「欽定憲法大綱」は「大日本帝国憲法」（明治憲法）を手本に作成されている¹⁸⁾。さらに、1910年に

¹⁸⁾ 韓大元（2011）『『欽定憲法大綱』に対する日本明治憲法の影響：『欽定憲法大綱』公布100周年を記念して』を参考。

起草された『法院編成法』は日本の裁判所構成法¹⁹⁾を参考に起草された。日本の裁判所制度が中国の近代的裁判機関の形成に与えた影響を垣間見ることができる。

また、日本の法学者が修訂法律館に顧問として招聘され、法律の編纂について、「川島（波速）が中国で近代的な警察制度の創立について建議書を提出し、志田鉦太郎が法律の制定に関する意見書を打ち出し、岡田、松岡、小河諸氏がそれぞれ各自の得意分野の法律に関して中国のために刑法、民法、商法、監獄法、民訴法、刑訴法、破産法などの法律案を起草していた」²⁰⁾。

・日本の法学図書の翻訳

日本の法学図書の翻訳に関して、修訂法律館（1902年）と憲政編察館（前身は1905年に設置された考察政治館で1907年に改名）が非常に重要な役割を果たしている。

その結果、「1910年まで憲政編査館の機関紙『政治官報』に載せられた外国の法律、政治を紹介文章の統計として、諸外国の法律については29点、政治制度は37点であるが、そのうち、日本に関するものはそれぞれ90%弱と67%強を占めている。また、『修訂法律館』は1904年に発足して直ちに外国法翻訳に着手したと推測される。沈家本1907年の報告によると、1907年12月までに翻訳した36部の外国法の中、日本法は11部と一番多かった。その内訳は、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法など幅広く、すべての法分野にわたっていた。当時は、漢訳の日本法学著書、編集された日本の教科書は中国の法学界にあふれていた」²¹⁾。

一方、民間では多くの留日法科学学生の活躍も無視できない。当時、日

¹⁹⁾ 吳澤勇（2006）「清末修訂「法院編制法」考略 - 兼論転型的法典編纂」を参考。

²⁰⁾ 熊達雲（2004）『現代中国の法制と法治』60頁

²¹⁾ 熊達雲（2004）『現代中国の法制と法治』26頁

本の有名な法学専門書の多くは翻訳され、浅井虎夫の『中国法典編纂沿革史』（翻訳者陳重民）、穂積陳重の『法律進化論』（全3集）（翻訳者黄尊三、薩孟武等）、美濃部達吉の『公法と私法』（翻訳者黄馮明）、松井嘉幸の『中国国際法論』（翻訳者李大釗）などすべて留日法科学生によるものであった。法科留学生は、「中国近代法学の誕生と成長に多岐な役割を果たしている」²²⁾と法制史の専門家は高く評価している。下記表2は、一部の法科留学生が日本に留学し、帰国後教育に携わる状況を示すものである。

表2 法科留学生の帰国後教鞭をとる大学一覧

名前	留学時期	留学先	帰国後教鞭を取る大学
江庸	1903年	早稲田大学	京師法律学堂、法政大学、朝陽大学
丁惟汾	1904年	法政大学	山東法政専門学校
張知本	1904年	法政大学	上海法政大学
章士釗	1905年	法政大学	上海法政大学
沈鈞儒	1905年	法政大学	上海法科大学
程樹德	1905年	法政大学	北京大学、清華大学
白鵬飛	1905年	帝国大学	北京法政大学、北京大学等
張君勱	1905年	早稲田大学	東呉大学法律学院
張耀曾	1905年	帝国大学	北京大学、上海法学院
戴修瓚	1906年	中央大学	北京法政大学、北京大学
陳瑾昆	1908年	帝国大学	北京大学、朝陽大学
董康	1911年	帝国大学	東呉大学、上海法科大学、北京大学
李大釗	1913年	早稲田大学	北京大学
薩孟武	1913年	東京帝国大学	大夏大学、広州大学、中山大学
潘大道	1914年	早稲田大学	上海法科大学
史尚寬	1915年	東京帝国大学	中山大学、東呉大学
曾琦	1916年	中央大学	大夏大学、同濟大学

²²⁾ 何勤華（2006）『中国法学史（第三卷）』69頁

范揚	1916年	東京帝国大学	中央大学、安徽大学、中山大学等
何思敬	1916年	東京帝国大学	中山大学、北京大学、中国人民大学
蔡樹衡	1919年	中央大学	北京大学、西南連合大学
胡長清	1924年	明治大学	朝陽大学、中央大学、燕京大学等
裘千昌	1926年	東京帝国大学	安徽大学、中山大学、四川大学
潘念之	1928年	明治大学	上海法政大学、華東法政大学
王錫三	1931年	明治大学	貴州大学、西南法政学院
陳文彬	1932年	明治大学	暨南大学、復旦大学
韓幽桐	1933年	東京帝国大学	西北連合大学
戴炎輝	1933年	東京帝国大学	台湾大学
楊鴻烈	1934年	東京帝国大学	上海公学、雲南大学、河南大学
潘世憲	1934年	東京帝国大学	大夏大学、復旦大学、内モンゴル大学
李景禧	1934年	東京帝国大学	朝陽大学、厦門大学
曾昭琮	1936年	東京帝国大学	中山大学、武漢大学、中南法政学院

出典 何（2006）『中国法学史』第三巻の資料をもとに筆者が分類作成

中国近代法学各学科の学術リーダー、各主要な法律学院学科の著名な法学教授は、ほとんど法科留学生であった²³⁾と影響力の大きさを物語る。しかし、専門語彙の直訳によって、短期間に大量な和製法律用語が中国に流入され、混乱をもたらしている側面もあったようである。

「沈家本の指導により、清の末に用意された民法典第一草案のみが、或範囲に於て支那の慣習を尊重する部分を含んでゐる。――此の日に公にされた民法典草案をフランス語に翻訳することが問題になった一九二五年に尚、日本語から文字的に翻案された支那の用語が時として非常に不明瞭であり、翻訳者は、日本法典の模範となったドイツの原文を参照することを便宜としたほどである。私はこのことを自身の経験によって話すのである。」²⁴⁾とエスカラの記載のように、中国語に流入し

²³⁾ 何勤華（2006）『中国法学史』（第三巻）72頁

²⁴⁾ 熊達雲（2004）『現代中国の法制と法治』26頁

た新しい和製法律用語は、中国人にとって理解しにくい言葉も多く含まれているため、解説する辞典も機運に応じて生まれた。留日学生による新名詞の解説書『新尔雅』（1903）、『漢訳新法律詞典』（1905）、『法律学大辞典』（1907）、『新訳日本法規大全 附法規解字』（1907）、『漢訳法律経済詞典』（1907）はその代表的なものといえる。

・日本人法律顧問や教習など法学者の直接伝授

この時期ほぼ全国にわたって日本人教師が中国の法学者、公務員を養成する法政学堂、警察官を養成する警察学堂などで教鞭を取っていた。当然、教育は自ずと教科書が必要になるため、「使用されていた教科書も殆ど日本の書物の漢訳か日本で留学していた時に聴講した日本人教員の講義の記録などであった。（中略）日本人教習が清末の中国法学教育をほぼ独占したため、日本の法律や法制度の影響が卒業生を通して全中国へ広がっていた。」²⁵⁾といわれている。

下記表3は、中国近代招聘した日本人法学教師の状況を示すものである。

表3 中国近代招聘した日本人法学教師の状況一覧

地域	学校名	名前	注
北京	京師大学堂（師範館）	岩谷孫蔵	法学博士、のち京都帝国大学教授
		杉栄三郎	法学士、のち日本帝室博物館館長
		法貴慶次郎	法学士、のち東京市督学
		岡田朝太郎	法学士、のち東京帝国大学教授、法学博士
		織田万	法学士、のち法学博士
	京師大学堂（仕学館）	岩谷孫蔵	総教習
		杉栄三郎	副教習
		岡田朝太郎	同上

²⁵⁾ エスカラ著、谷口知平譯（1943）『支那法』122頁

		高橋健三	法学士
		小河滋太郎	法学士、のち法学博士
	京師法律学堂	岡田朝太郎	同上
		松岡義正	法学士、のち東京大審院院長、法学博士
		岩井尊文	法学士、のち海軍大主計
		志田鉦太郎	法学士、のち明治大学教授、法学博士
		小河滋太郎	同上
		中村襄	のち典獄
	高等巡察学堂	前田愛之進	法律学を担当、元警部（巡官）
		染川豊彦	法律学を担当、元警部（巡官）
	財政学堂	小林丑太郎	法学士、のち法学博士
	朝陽大学	岡田朝太郎	同上
		岩谷孫蔵	同上
		巽来次郎	早稲田大学講師、国際公法を担当
		原岡武	税務学校教師
保定	直隶師範学堂	剣持百喜	元日本司法省講習所
	直隶法政学堂	甲斐一之	法学士
		中津三省	法学士
		矢板寛	法学士
		太田一平	法学士
		剣持百喜	同上
	公立東文学堂	剣持百喜	同上
天津	北洋法政学堂	吉野作造	総教習、のち東京帝国大学教授、法学博士
		今井嘉幸	法学士、のち法学博士、衆議院議員
		小鹿青雲	法学士、のち法学博士、衆議院議員
		大石定吉	法学士
		名和剛	法学士、のち司法省推事

		石橋哲尔	不詳
	直隶高級巡警学堂	三浦喜伝	総教習、元東京警視庁警視
		天野健蔵	警察法規を担当、元日本外務省警官
		小川勝治	元日本外務省警官
		原田俊三郎	元日本外務省警官
		鎌田弥助	不詳
山西	山西法政学堂	横山治一郎	文学士
江西	法政学堂	日下清痴	早稲田大学卒業
山東	山東法政学堂	松野佑裔	法学士
		八田光二	法学士
		宅野潔	不詳
	山東警務学堂	別府彦磨	元東京警視庁巡官
浙江	浙江法政学堂	大石定吉	同前
江蘇	两江師範学堂	志田勝民	法学士
		小川一太郎	法学士
	法制学堂	土井常太郎	京都私立法制学校出身
	巡警学堂	新納時哉	不詳
湖北	高等巡警学堂	小平総治	不詳
	湖北法政学堂	作田正一	不詳
		篠崎正	不詳
新疆	(迪化) 法政学堂	林出賢次郎	不詳
福建	警務学堂	佐倉孫三	元山梨県県長
広東	両広法政学堂	松山豊造	法学士
		関山富	法学士
		藤田積造	法学士
		村中清司	不詳
	広東警察学堂	大脇菊次郎	法学士、元警視庁巡官
雲南	法政学堂	島田俊雄	法学士
東北	東三省法政学堂	末松偕一郎	法学士
	吉林法政省	木村欽二	不詳

出典 何勤華（2006）『中国法学史』第三巻の資料をもとに筆者が分類作成

・視察団の日本派遣

1905年五大臣政治視察団の外国派遣を皮切りに多くの政治、法制視察者が日本に殺到し、日本の大学で法律講義を聴講した。日本の立法院をはじめ、裁判所、行政機関、警察、監獄などの政治法制機関を視察する人もあった。特に、1905年10月、朝廷の許可を受けて派遣された董康、麦秩巖、王守恂の日本法制視察は、中国の法制近代化の手本を日本に合わせた大きな試みである²⁶⁾。

これら日本視察者の多くは憲政編察館や修訂法律館に重用され、「憲政編察館に所属していた156人の職員の中で、日本視察経験者と日本留学経験者は44.7%を占め、法案査定の業務を司る編成局ではさらに72.4%に及んだ。日常業務の指導にあたる提調4人の中で3人が日本視察経験者であった。」²⁷⁾とある。一方、修訂法律館の場合は、「1907年に修訂法律館に所属する常勤職員35人(の)中、57.14%が日本視察経験者または日本留学経験者であった。」²⁸⁾、盛んに日本から情報収集していたと窺える。

・日本人法学者の論文、著書

翻訳書のみならず、有賀長雄の『共和憲法持久策』、岡田朝太郎の中国刑律に関する論文、志田鉦太郎の商法法典の編纂に関する論文、三宅正太郎の訴訟法の改良、今井嘉幸の治外法権に関するものなどが中国語で発表され²⁹⁾、近代中国の刑法学、商法学、訴訟法学と国際法学などの理論構築に大きく貢献している。

²⁶⁾ 熊達 (2004) 『現代中国の法制と法治』 58 頁

²⁷⁾ 熊達 (2004) 『現代中国の法制と法治』 58 頁

²⁸⁾ 熊達 (2004) 『現代中国の法制と法治』 59-61 頁

²⁹⁾ 王健 (2001) 『西法東漸 - 外国人与中国法的近代变革』 を参考。

3. 現代中国の法律用語への影響

1913年カナダの宣教師（Donald MacGillvray）が出版した『A Dictionary of philosophical Terms, Chiefly from the Japanese』の序言には、当時の状況を「中国大規模地採用日本的术语…（中略）。日语术语像洪水般地涌来…」記述されていることから、当時、あふれるような日本語の専門用語の使用状況を覗うことができる³⁰⁾。いうまでもなく、近代法の制定に立ち遅れている当時の中国にとって、前述の影響を受け、法学専門用語の受容が多かったと推測できる。そして、多くの近代法に関する和製専門用語はこの時期に中国に逆輸入され、中国の法律近代化に大きな役割を果たしたと考えられる。

1949年新中国が成立してまもなく2月22日に中国共産党は「中央关于废除《六法全书》和确定解放区司法原则的指示」を公布し、これまでの六法を資本主義の法としてすべて廃止した。当時のソ連社会主義法が継受され、改革開放期に入ってから刑法、刑事訴訟法を皮切り、次々とソ連流の立法化がなされるようになった。さらに、90年代に入り中国の社会状況によって欧米近代法、特にヨーロッパ大陸法などの影響を強く受けていた。その結果、現在使用されている法律用語の一部は、受容されていた和製法律用語と表記が変わらぬまま意味概念に変化をもたらしていたものも存在する。

法律専門用語は、多くの場合法律の継受や法文化の受容に伴い語彙が転移し、溶け込み、あるいは競合によって生き残り、定着していく過程を経て、その新しい地域の法文化やその後継受する法律の影響により、おのずと本来の意味からずれを生じる可能性がある。中国に渡った和製漢語の法律専門語彙もこのような歴史を辿っているが、当時の留日法科学生と日本人法学者の努力がなければ、短期間で近代法の体系的な継受は果たせなかったと思われる。

³⁰⁾ 沈国威（2009）「西洋人記録の世紀之交の新漢語」関西大学東西学術研究所紀要第42輯，109頁

まとめ

日中文化交流の歴史的流れは日清戦争前後を境目に流れが完全に逆転し、法律の分野では中国はもはや完全に日本を通して西洋法の情報収集に転換したと見ることができる。

中国の法制史学者は「中国近代法学は模倣の色彩が濃く、外国法学の影響が強く、ある意味において「翻訳法学」とさえ呼ぶことができる」³¹⁾と中国法の近代化における翻訳の重要性を示唆している。

このような翻訳活動は、法律分野ごと、体系的に法律の継受、法学専門書の翻訳などを通して大量に中国に流入した。その背景には、中国における近代法関連語彙の欠如、またこれまで日中文化交流の長い歴史交流から培ってきた共通の漢字文化及び日本人の漢語を土台にした西洋近代法受容によるものが大きい。そして、多くの中国留日法科学生と日本人法学者が担い手として、果たした大業である。

留日法科学生と日本人法学者などの努力によって、これまで中国になかった和製法律用語は翻訳の恩恵により中国へ伝わり、その多くのことばは今日まで中国で息づいている。

参考文献

- エスカラ著、谷口知平譯（1943）『支那法』有斐閣
大槻文彦（1907）『箕作麟祥君伝』丸善株式会社
王健（2001）『西法東漸 - 外国人与中国法的近代変革』中国政法大学出版社
王力（1990）『王力文集（第11巻）』山東教育出版社出版
何勤華（2006）『中国法学史』（第三巻）法律出版社
何勤華（2004）「法科留学生与中国近代化」『法学論壇』19（6），82-90 頁
季庄西・陳偉民（2007）『来華外国人与近代不平等条約』学苑出版社

³¹⁾ 原文「中国近代法学的模倣色彩很浓，接受外国法学的影响强烈，在某种程度上甚至可以称其为“翻译法学”」和文は筆者の拙訳。「法科留学生与中国近代化」『法学論壇』（2004（6）），87-88 頁

- 孔慧怡・楊承淑（2000）「中国翻訳傳統的幾個特徵」『亞洲翻譯傳統與現代動向』北京
大学出版
- 吳澤勇（2006）「清末修訂「法院編製法」考略 - 兼論轉型期的法典編纂」『法商研究』
（2006-4）154-160 頁
- 實藤惠秀（1940）『日本文化の支那への影響』株式会社堂雪書院
- 沈国威（2003）「近代日中語彙交流 - 逆轉への道程」『関西大学中国文学会紀要（24）』
69-90 頁
- 沈国威（2006）「黄遵宪の日语；梁启超の日语」『或問』No.11, 137-148 頁
- 沈国威（2008）改訂新版『近代日中語彙交流史』笠間書院
- 沈国威（2009）「西洋人记录的世纪之交的新汉语」『関西大学東西学術研究所紀要（42）』
101-111 頁
- 田濤・李祝環（2000）「清末翻譯外国法学書籍評述」『中外法学（2000-3）』355-371 頁
- 謝俊美主編（1998）張之洞『勸学篇』中州古籍出版社出版
- 永田小絵（2006）「中国清朝における翻訳者および翻訳対象の変遷」『通訳研究』
207-228 頁
- 穂積陳重（2008）『法窓夜話』岩波文庫
- 熊月之（1995）『西学東漸と晚清社会』中国人民大学出版社
- 熊達雲（2004）『現代中国の法制と法治』明石書店
- 劉紅嬰（2007）『法律言語学（第二版）』北京大学出版社